

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十二号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略） 事務	市町	第二条（略） 事務	市町
八の六（略） (1)―(12)（略） (13) 政令第六条の規定による事故肥料譲渡許可証の交付 (14) 政令第七条第一項の規定による事故肥料成分票の添付の命令	（略）	八の六（略） (1)―(12)（略） (13) 政令第七条の規定による事故肥料譲渡許可証の交付 (14) 政令第八条第一項の規定による事故肥料成分票の添付の命令	（略）

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。